

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課(室)

【規則】

○ 岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則
(県例規集登載)

【訓令】

○ 岡山県庁文書保存分類表の一部改正

〃
(以上県例規集登載)

総務学事課

〃

目次

担当課(室)

平成26年6月13日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第四十五号

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年六月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会規則（平成二十年岡山県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「五人」を「六人」に改める。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（部会）

第六条 審査会は、必要に応じて部会を置き、審査会に諮問された不服申立てについて調査審議させることができる。

2 部会は、会長が指名する委員三人以上で組織する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

6 部会は、これに属する委員が三人のときは委員全員が、四人以上のときは委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

7 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成26年6月13日 岡山県公報 号外

◎岡山県訓令第5号

庁 中 一 般

岡山県庁文書保存分類表（昭和三十八年岡山県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月十三日

岡 山 県 知 事 伊 原 木 隆 太

第一表第一分類Qの項中「障害者自立支援」を「障害者総合支援」に改める。

第四表第一分類A第二分類7の表第三分類5の項中
 「

--	--	--

」を「

	社会保険 番号 ・ 税 制 度	
--	--------------------------------	--

」に改める。

第四表第一分類D第二分類4の表第三分類3の項中
 「

--	--	--	--

」を「

--	--	--	--	--

」に改める。

第四表第一分類D第二分類9の表第三分類8の項中
 「

--	--

を」
 「

--	--

」に改める。

第四表第一分類G第二分類1の表第三分類1の項中
 「

第3次おやかや まどつくりに プラン（仮称）	10		
------------------------------	----	--	--

」を「

第3次おやかや まどつくりに プラン	10	晴れの国お かやま生き 活きプラン	10
--------------------------	----	-------------------------	----

」に改める。

第四表第一分類H第二分類1の表第三分類3の項中
 「

--	--	--

」を「

策 転 対 策 特 別 措 置 法	5	
---	---	--

」に改める。

第四表第一分類H第二分類4の表第三分類3の項中
 「

--	--	--

」を「

飲 酒 運 転 根 拠 官 言 店 登 録	3		5
---	---	--	---

」に改める。

「

--	--	--

」
 「

		e-learning	
--	--	------------	--

」

「

子どもの安全			
--------	--	--	--

」

第四表第一分類H第二分類8の表第三分類3の項中

3		を	3	を 活用した モデル事業	3
---	--	---	---	--------------------	---

に改め、同4の項中

		・安心見守り モデル事業	5	を	
--	--	-----------------	---	---	--

に

改める。

第四表第一分類J第二分類1の表中

7						
8						

を

7	中町村建設 設計計画	〃	1	総合調整	10	調 査	3
8	中町村基 本計画	〃	1	〃	10	〃	3

に

改める。

第四表第一分類J第二分類2の表第三分類3の項中

1	を	3
---	---	---

に改め、同6の項中

10	
----	--

を

10	第二セク ター等	3
----	-------------	---

に改める。

第四表第一分類L第二分類3の表第三分類2の項中

5				
---	--	--	--	--

を

5	交付金	5	石油コン ビナー等	5
---	-----	---	--------------	---

に改める。

第四表第一分類P第二分類1の表第三分類1の項中

3		
---	--	--

を

3	地域医療 支援病院	5
---	--------------	---

に改め、同3の項中

	研 修	3	免 許	1							
--	--------	---	--------	---	--	--	--	--	--	--	--

を

研 修	3	免 許	1	地域医療 支援セン ター	5	地域性医 師	5	岡山大学 医学部入 試	5	広島大学 医学部入 試	5	医師養成 確保奨学 資金	10	奨学資金 貸与者台 帳	永
--------	---	--------	---	--------------------	---	-----------	---	-------------------	---	-------------------	---	--------------------	----	-------------------	---

に改め、同4の項中

「

研	修
3	免
許	を

」を「

3	3
3	3

」に改める。

第四表第一分類P第二分類3の表第三分類Bの項中

小児慢性日 常生活用具 給付事業	5
------------------------	---

を「

生活 支援事業	5
------------	---

」に改め、同Cの項中

生活 支援事業	5
------------	---

を「

--	--

」に改める。

第四表第一分類Q第二分類4の表第三分類9の項中

3		
---	--	--

を「

3		5
		心身障害者 扶養共済シ ステム関係

」に改める。

第四表第一分類Q第二分類9の表中

障害者 自立支援

を「

障害者 総合支援

」に改める。

第四表第一分類R第二分類6の表第三分類Aの項中

物	産	物	3	ナ ンテ ン ン ン ン	5
---	---	---	---	-----------------------------	---

を「

物	産	物	3	ナ ンテ ン ン ン ン	5
---	---	---	---	-----------------------------	---

」に改め、同Bの項中

「

参	画
---	---

」を「

3

」に改める。

第四表第一分類S第二分類0の表第三分類0の項中「**叙勲・褒章**」を「**叙勲・褒章・叙位**」に改める。

第四表第一分類S第二分類1の表第三分類1の項中

ゆとり創 造	3
-----------	---

を「

--	--

」に改める。

第四表第一分類T第二分類4の表第三分類3の項中

--	--	--	--	--

を「

全国農業普及 改良協会 支	5			
---------------------	---	--	--	--

」に改め、同5の項中

「

3		
---	--	--

」を「

岡山アグ リネット	3	5
--------------	---	---

」に改め、同8の項中

3		
---	--	--

を「

3		
---	--	--

」に改め、同Aの項中

理																				
F	多面的機能 能支払	”	5																	

改める。

第四表第一分類X第二分類7の表第三分類1の項中

漁港 漁勢 調査	5
----------------	---

を

漁港 漁勢 調査	10
----------------	----

に改める。

第四表第一分類Y第二分類9の表第三分類2の項中「ふるさと林道」を「地域活性化事業」に改める。

第四表第一分類Z第二分類0の表中

G	入札契約 適正化法 運用	”	3	指 導	5	入札・契 約適正化 委員会	3	公 表	1											
---	--------------------	---	---	--------	---	---------------------	---	--------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

G	入札契約 適正化法 運用	”	3	指 導	5	入札・契 約適正化 委員会	3	公 表	1											
H	老朽化対 策	”	5	計 画策定 等	永	事業実施 関係	10	通 達等	10	アセット マネジメント 推進会議	5	統 計・調 査	5	照 会・回 答	1					

に

改める。

第四表第一分類A C第二分類1の表第三分類9の項中

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

社会保 障・税 番号 制度	”	5	計 画	10	シ ス テ ム 整 備	10
------------------------	---	---	--------	----	----------------------------	----

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成二十五年度以降に完結した文書から適用し、平成二十四年度以前に完結した文書については、なお従前の例による。

第四表第一分類G第二分類6の表第三分類1の項中

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

電算組織管理	〃	5	電算処理計画	5			電算処理事務協議	3	施設管理	1	ハードウェア管理	1	ソフトウェア管理	1
--------	---	---	--------	---	--	--	----------	---	------	---	----------	---	----------	---

を

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改め、同表中

電算組織運用 電算適用事務	総括	3	電算処理運用計画	1	電算稼働状況	1	SE稼働状況	1	入出力実績	1	オープン・データ利用	1		
	〃	5	システム仕様書	永	プログラム仕様書	永	スケジュール表	1	データ受渡票	1				

を

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

第四表第一分類G第二分類7の表第三分類1の項中「の育成指導」を盛り

郷土文化財団の基盤強化	10
-------------	----

を

--	--

に

犬養木堂記念館	5		
---------	---	--	--

を

犬養木堂記念館	5	おかやま旧日銀ホール	5
---------	---	------------	---

に改める。

第四表第一分類G第二分類9の表第三分類1の項中
 改める。

10	を	10	直接補助金 貸付	10	に改め、同4の項中	10	推薦貸付金	5	を	10	推薦貸付金
----	---	----	-------------	----	-----------	----	-------	---	---	----	-------

第四表第一分類J第二分類1の表第三分類4の項中

10	を	10	推薦貸付金	5	を	10	推薦貸付金	5	を	10	推薦貸付金
----	---	----	-------	---	---	----	-------	---	---	----	-------

に改め、同5の項中
 を
 に改める。

第四表第一分類J第二分類2の表第三分類6の項中

10	を	10	推薦貸付金	5	を	10	推薦貸付金	5	を	10	推薦貸付金
----	---	----	-------	---	---	----	-------	---	---	----	-------

第四表第一分類K第二分類3の表第三分類2の項中

10	を	10	推薦貸付金	5	を	10	推薦貸付金	5	を	10	推薦貸付金
----	---	----	-------	---	---	----	-------	---	---	----	-------

第四表第一分類M第二分類0の表第三分類2の項中

10	を	10	推薦貸付金	5	を	10	推薦貸付金	5	を	10	推薦貸付金
----	---	----	-------	---	---	----	-------	---	---	----	-------

を
 に改める。

第四表第一分類N第二分類1の表第三分類4の項中
 「100歳訪問」を「100歳敬老事業」に改める。

10	を	10	推薦貸付金	5	を	10	推薦貸付金	5	を	10	推薦貸付金
----	---	----	-------	---	---	----	-------	---	---	----	-------

に改め、同表中

第四表第一分類Y第二分類0の表第三分類7の項中

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

林業事業 体育成	”	3	計 画	10	補 助 金	5
-------------	---	---	-----	----	-------	---

に改め、回6の項中

低コスト 森林整備 促進	総 括	5	計 画	10	補 助 金	5
--------------------	-----	---	-----	----	-------	---

を

--	--	--	--	--	--	--

に改める。

第四表第一分類Y第二分類1の表第三分類Gの項中

持続的森林 経営確立総 合対策	”	5	補 助 金	5	例 規	永
-----------------------	---	---	-------	---	-----	---

を

--	--	--	--	--	--	--

に改め、回Hの項中

おみやまの 森づくり情 報発信事業	”					
-------------------------	---	--	--	--	--	--

を

森のなる ほど情報 発信事業	総 括					
----------------------	-----	--	--	--	--	--

に改める。

第四表第一分類A B第二分類1の表第三分類2の項中「1級建築士試験」や「1級建築士試験」及び「2級・木造建築士試験」や「2級・木造建築士試験」及び「1級建築士免許申請」や「1級建築士免許申請」及び「2級建築士免許申請」及び「2級・木造建築士免許申請」及び「2級・木造建築士免許申請」

申請」及び「1級建築士免許申請」及び「2級建築士免許申請」及び「2級・木造建築士免許申請」

2級建築 士免許登 録台帳	を
---------------------	---

二級・木造 建築士免許 登録台帳	を
------------------------	---

に改め、回Bの項中「耐震改修計画認定」

「計画の認定」及び 応急危険 度判定	5	を
--------------------------	---	---

--	--

「永										
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

永	地震に対 する安全 性の認定	5	耐震改修の 必要性に係 る認定	5	要緊急安全確 認大規模建築 物の報告	5	特定埋存埋蔵不埋 蔵建築物に係る指 導・助言・指示	5	要安全確認 計画記載建 築物の報告	5
---	----------------------	---	-----------------------	---	--------------------------	---	---------------------------------	---	-------------------------	---

に改め、回Hの項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」及び「エネルギーの使用の合

理化等に関する法律」に改め、同Fの項中

「	委託契約	」
	5	を
		」

に改める。

第四表第一分類AB第二分類3の表第三分類5の項中

を

被災建物 応急危険 度判定	”	5	判定士登 録	5	協議会	5	訓 練	5	判定活動 記録	5
---------------------	---	---	-----------	---	-----	---	--------	---	------------	---

に改める。

第四表第一分類AC第二分類1の表第三分類0の項中

「	高度情報 化推進委 員会	」
	5	

を

「	IT戦略 推進委員 会	」
	5	
	IT利活 用	5

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成二十六年以降に完結した文書から適用し、平成二十五年以前に完結した文書については、なお従前の例による。